

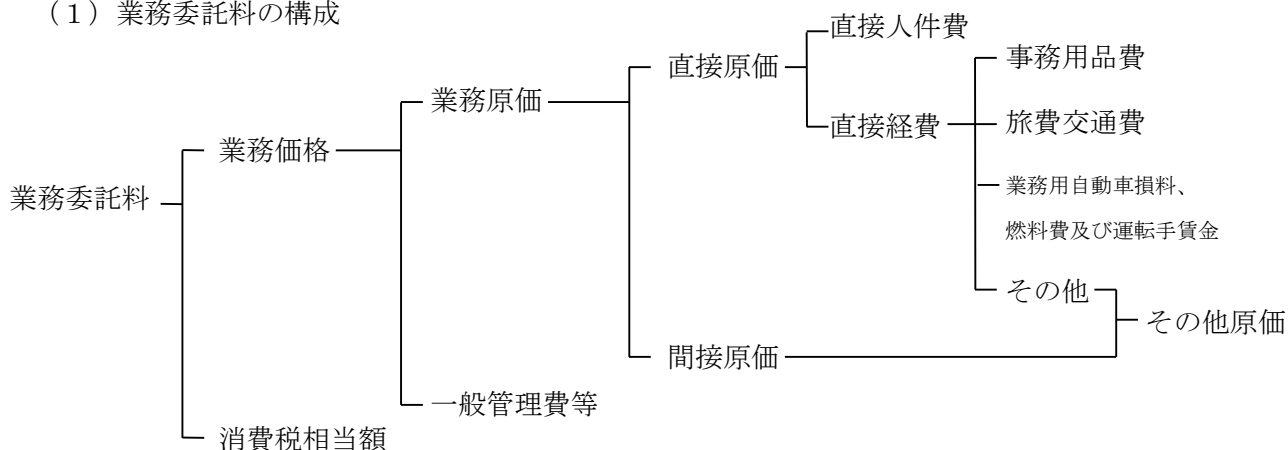
道路許認可審査・適正化指導業務積算基準

1. 適用範囲

この積算基準は、通常の道路許認可審査・適正化指導業務を委託する場合に適用する。

2. 業務委託料

(1) 業務委託料の構成



(2) 業務委託料構成費目の内容

イ 直接原価

(イ) 直接人件費

直接人件費は、業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）の person 費とする。

(ロ) 直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。

- a 事務用品費
- b 旅費交通費
- c 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金 等

(ハ) 直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

ロ 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の person 費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

※その他原価は、直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。

ハ 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費のうち直接原価，間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

ニ 消費税相当額

消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

3. 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算するものとする。

$$\begin{aligned}\text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [(\text{業務原価}) + (\text{一般管理費等})] + (\text{消費税相当額}) \\ &= [(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] + (\text{一般管理費等}) + (\text{消費税相当額})\end{aligned}$$

(2) 各構成費目の算定

イ 直接原価

(イ) 直接人件費

(i) 許認可業務

業務に従事する者の基準日額については、技術員を標準とする。

委託期間を月数単位（少数1位止め、第2位四捨五入）で表示し、月額単価（基準日額×19.5日/月）で積算することを標準とする。

$$\begin{aligned}\text{月額単価} &= \text{基準日額} \times \text{標準月当たり日数} + \text{超過業務標準時間相当額} \\ &= \text{基準日額} \times 19.5 \text{日/月} + \text{超過業務時間当たり単価} \times \chi \text{時間/月} \\ \chi &= \text{超過業務標準時間}\end{aligned}$$

（現地の状況に応じて必要時間を定め計上すること。）

超過業務時間当たり単価は、次式による。

$$\text{超過業務時間当たり単価} = \text{基準日額} \times 1/8 \times A \times B$$

$$\text{但し、} A = 125/100$$

$$B = (\text{基本給構成比})$$

(ii) 打合せ、指揮監督等

a 業務計画

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
業務計画	1.8				1業務あたり

備考 1. 担当技術者の歩掛は、基準日額の計算に含む。

b 打合せ 1回あたり

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
着手時	0.5				
中間時	0.5				1回/月を標準とする
業務完了時	0.5				

- 備考 1. 打合せには、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度）を含むものとする。
2. 打合せには、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。
3. 担当技術者の歩掛は、基準日額の計算に含む。
4. 打合せ場所は、事務所、出張所等とする。

c 指揮・監督 12ヶ月あたり

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
指揮・監督	7.6				

(ロ) 直接経費

a 事務用品費

特に必要がある場合に計上する。

b 旅費交通費

旅費交通費は「国土交通省所管旅費取扱規程」及び「国土交通省職日額旅費支給規程」による。

その他の旅費交通費に関する算定方法については、土木設計業務等標準積算基準及び同（参考資料）に準ずる。

c 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等

業務に自動車が必要な場合は次の i ~ v により積算する。

- i 業務用自動車の規格は、原則として5人乗りライトバン(1500cc)とする。
- ii 1日の運転時間は2時間とし、燃料費及び運転時間当たり損料は当該時間、共用日あたり損料は1日分を計上する。
- iii 業務用自動車損料については、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算するものとする。
- iv 運転労務費は、業務従事者が直接運転するものとして、計上しない。
- v 計上日数・時間は、想定される日数・時間とし、精算しないものとする。
ただし、災害等で当初の計画に変更があった場合は、この限りでない。

ロ その他原価

その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、20%とする。

ハ 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

4. その他

(1) 変更の取扱い

業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算書をもとにして次の式により算出する。

$$\text{変更業務委託料} = \text{変更積算金額} \times \frac{\text{直前の請負金額}}{\text{直前の積算金額}}$$

① 直接人件費

- イ 直接人件費は、編成人員又は履行制限に変更のない限り変更契約しない。
- ロ 災害等で大幅に業務量に変更になった場合は、変更契約の対象とする。
(編成人員及び超過業務時間)

② 直接経費

- イ 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、履行期限が変更になった場合に限り履行期限の増減に比例して変更を行うものとし、通常の場合は変更しない。
ただし、当初積算していた現場経費が諸条件により大幅に変わる場合はこの限りではない。
- ロ 旅費、交通費の変更は履行制限又は業務内容の変更に伴い、当初設計の旅費、交通費が変わる場合に限り実施に関係なく官積算により変更するものとする。

③ その他原価及び一般管理費等は、直接原価の変更に伴い変更を行う。

(2) その他

その他の業務委託料に関する算定については、必要に応じて、土木設計業務等標準積算基準及び同（参考資料）を参考とする。